

第4期東海市障害福祉計画

【平成27年度～29年度】

平成27年3月

東 海 市

目次

第1 第4期東海市障害福祉計画の策定にあたって

第1-1 障害福祉計画の概要	1
第1-2 計画の目的	1
第1-3 計画期間	3
第1-4 計画の推進	3

第2 第4期計画策定の基本的考え方

第2-1 障害福祉サービスの提供体制について	3
第2-2 相談支援の提供体制について	4
第2-3 相談支援の提供体制について	4

第3 平成29年度の目標値の設定

第3-1 福祉施設入所者の地域生活への移行	5
第3-2 入院中の精神障害者の地域生活への移行	5
第3-3 地域生活支援拠点等の整備	6
第3-4 福祉施設から一般就労への移行	6
第3-5 就労移行支援事業の利用者数	7
第3-6 障害福祉サービスの種類ごとにおける見込量	8
(1) 訪問系サービス	8
(2) 日中活動系サービス	9
(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、短期入所、療養介護)	
(3) 居住系サービス	11
(4) 相談支援	12
第3-7 障害児支援	14
(1) 障害児通所支援	14
(2) 障害児相談支援	15
(3) 障害児入所支援	15
第3-8 地域生活支援事業に関する事項	16

I 必須事業

(1) 理解促進・研修啓発事業	16
(2) 自発的活動支援事業	16

(3) 相談支援事業	16
(4) 成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業	18
(5) 意思疎通支援事業	18
(6) 日常生活用具給付事業	18
(7) 移動支援事業	19
(8) 地域活動支援事業	19
Ⅱ 任意事業	
(1) 日常生活支援事業	19
(2) 社会参加支援事業	19
(3) 権利擁護支援事業	20
(4) 就業・就労支援事業	20
別記 地域生活支援事業のサービス見込み量	21

第1 第4期東海市障害福祉計画の策定にあたって

第1-1 障害福祉計画の概要

障害者の福祉サービスは、平成18年4月から障害者自立支援法が施行され、サービス体系を再編して、身体障害、知的障害、精神障害の障害種別に関わらず、障害者が必要とするサービスを利用するための仕組みが一元化されました。

また、市町村においては、3年間で1期とした各年度における障害福祉サービスごとに、必要な見込量を算出し、その見込量を確保するための方策を定める「障害福祉計画」の策定が義務付けられました。

平成25年4月より、障害者自立支援法は、障害福祉サービスの対象となる障害者の範囲の見直し等の改正がされ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）として、施行されました。

第1-2 計画の目的

(1) 「障害福祉計画」は、障害者総合支援法第88条に基づき、障害のある方が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画として定めるものです。

第1期、第2期東海市障害福祉計画は、平成18年度から国の定めた基本指針に基づき、福祉施設が新たなサービスへの移行を完了する平成23年度末に向けて数値目標を設定するとともに、平成18年度から平成23年度のサービス見込量とその方策を定め、必要なサービスが障害者に提供されるようにサービス量の確保に努めてきました。第3期東海市障害福祉計画は、第2期の計画を引き継ぎ、平成26年度末に向けての数値目標の設定及びサービス見込量とその方策を定めました。

そして、第4期東海市障害福祉計画では、第3期の計画の進捗状況等の分析・評価を行った上で、引き続き取り組むべき課題、障害児支援の体制整備等新たな課題を整理し、上位計画である「東海市総合計画」や「東海市総合福祉計画（障害者計画）」、「子ども・子育て支援事業計画」との調和を図りながら、平成27年度から平成29年度までの各年度ごとの目標を設定し、3期にわたり取り組んできた方策を継承、発展させていきます。

(2) この計画は、東海市の将来都市像を描いている「第6次東海市総合計画」との整合性を保ちながら策定します。

※ 東海市の将来都市像：ひと 夢 つなぐ安心未来都市

(3) 「第3次東海市総合福祉計画」の基本理念を踏まえつつ策定します。

※ 基本理念：子どもから高齢者まであらゆる世代の市民一人ひとりが個性豊かでいきいきと安心して暮らし続けられるよう、地域社会の「絆」を強めるまちづくりを進めます。

(4) 「東海市子ども・子育て支援事業計画」の基本理念を踏まえつつ策定します。

※ 基本理念：すべての子どもと家庭をしあわせにするまちづくり

(5) 国の定める障害福祉計画の基本指針（平成18年6月制定、最終改正平成26年5月）に掲げる次の理念に即して策定します。

ア 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者等が必要とする障害福祉サービス等の支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の整備を進めます。

イ 障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

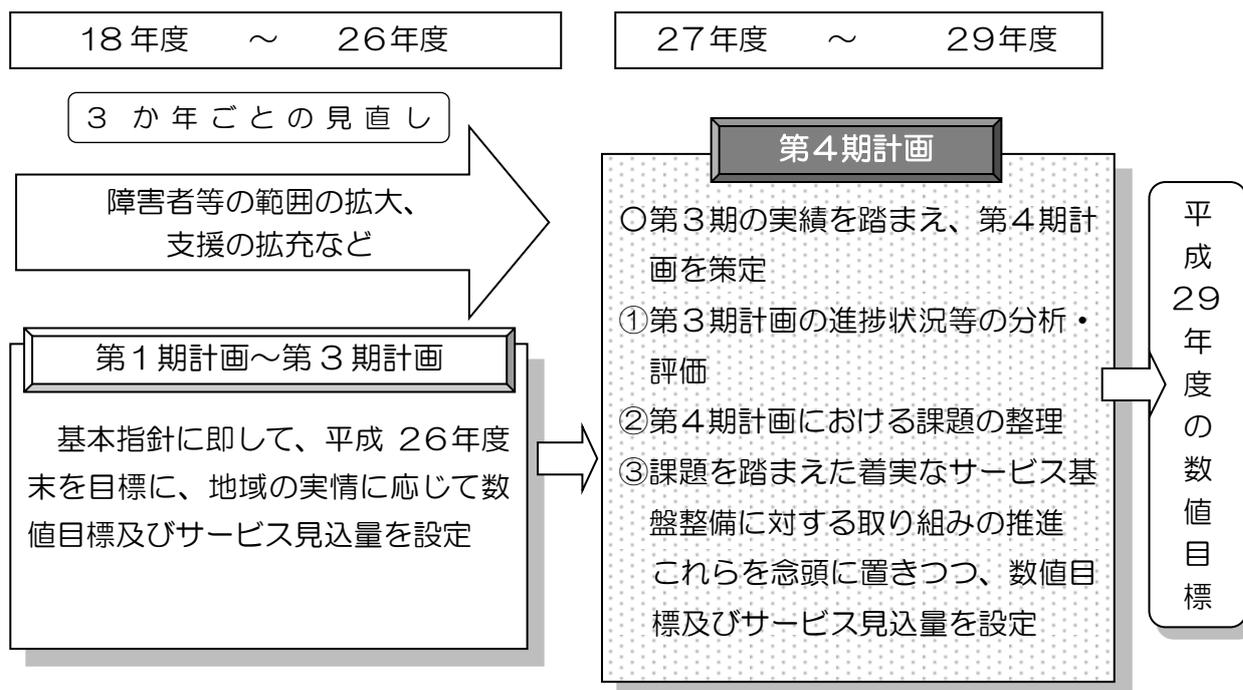
障害の種別ごとに分かれていた制度を一元化するとともに、障害者等の範囲を拡大し、身体障害者、知的障害者、精神障害、難病患者等及び障害児とし、障害福祉サービスの充実を図ります。

ウ 地域生活移行、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

地域生活への移行、地域生活の継続の支援や就労支援に対応したサービス提供体制を整え、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

第1-3 計画期間

本計画は、「第3期障害福祉計画」を基本的に踏襲しながら、サービス利用の実績を踏まえ「第4期障害福祉計画」として、平成27年度から平成29年度の3か年を計画期間とします。



第1-4 計画の推進

障害福祉計画の実施にあたっては、障がい者支援ネットワーク会議を活用するなど障害者団体、福祉関係機関等との連携を密にして推進していきます。

計画の策定及び進捗状況を東海市総合福祉計画推進協議会に報告し、進行管理を行います。

また、作成した計画については、市のホームページで公表することとし、計画変更の必要が生じた場合についても、策定と同様の手続きとします。

- ※ 障がい者支援ネットワーク会議：障害者総合支援法第89条の3第1項に規定する協議会で、日常的に障害者等の支援に係わる各機関等で構成されている機関。
- ※ 東海市総合福祉計画推進協議会：障害者基本法第36条第4項に規定する審議会で、市の総合福祉計画の策定及びその推進に関する重要事項について調査審議する機関。

第2 第4期計画策定の基本的考え方

第2-1 障害福祉サービスの提供体制について

障害福祉サービスの提供体制の確保にあたっては、次に掲げる点に配慮して、数値目標を設定し、計画的な整備を行います。

(1) 必要な訪問系サービスの充実

訪問系サービスである居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援の充実を図ります。

(2) 障害者が希望する日中活動系サービスの充実

日中活動系サービスである生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、療養介護、短期入所及び地域活動支援センターで提供されるサービスの確保を図ります。

(3) グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備

地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、入所等から地域生活への移行を進めます。また、関係市町及び関係機関と協議しながら、相談支援事業の強化等により、地域生活支援拠点の機能を担う体制を整備できるようにします。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等を推進

就労移行支援事業等の推進により、障害者の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場の拡大を進めます。

第2-2 相談支援の提供体制について

障害者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保及び日常生活自立支援事業や成年後見人制度の活用とともに、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援が不可欠であるため、各種ニーズに対応する相談支援体制の充実を図ります。

サービス等利用計画利用者数の増加等に対応できるよう、基幹相談支援センターを有効に活用し、相談支援事業所の充実を図ります。

また、障害者等への支援の体制整備や関係機関等が有機的に連携し、地域の課題の改善に取り組めるよう、事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者からなる障がい者支援ネットワーク会議の運営を併せて行います。

第2-3 障害児支援の提供体制について

子ども・子育て支援法に規定される基本理念「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。」の下、障害者総合支援法に基づく、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、児童福祉法に基づく障害児支援等の専門的な支援の確保を図ります。

第3 平成29年度の目標値の設定

第4期計画では、平成27年度から平成29年度の年度末までの目標を設定します。この目標の設定については、国の定める「基本指針」を踏まえ、東海市の実情に応じて行います。

第3-1 福祉施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針では、地域の実情に応じて目標値を定めることとしており、平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上が地域生活へ移行し、平成29年度末時点の施設入所者数は、平成25年度末時点の入所者数の4%以上を削減することを基本としています。

本市における平成25年度末の施設入所者数は43人、第4期計画では、平成29年度末の施設入所者数を41人とし、削減見込を2人(4.7%)、地域生活移行者数は5人(11.6%)を目標値といたしました。

項目	数値	考え方
平成25年度末の施設入所者数(A)	43人	平成25年度末の施設入所者数
平成29年度末の施設入所者数(B)	41人	平成29年度末時点の利用人員を見込む
【目標値】削減見込(A-B)	2人 (4.7%)	差引減少見込数
【目標値】地域生活移行者数	5人 (11.6%)	施設入所からグループホーム等へ移行する者の数

第3-2 入院中の精神障害者の地域生活への移行

入院中の精神障害者の数値目標については、改正前の基本指針では市町村計画で定める事項となっておりましたが、改正後の基本指針では、都道府県において設定すること

となり、市では数値目標は設定いたしません。

国の基本指針では、

- (1) 平成29年度における入院後3か月経過時点の退院率を64%以上とする。
- (2) 入院後1年時点の退院率を91%以上とする。
- (3) 平成29年6月末時点における長期在院者数を平成24年6月末時点の長期在院者数から18%以上減少することを基本としています。

愛知県の目標数値（入院中の精神障害者の地域生活への移行）は次のとおりです。

目標値	① 平成29年度における入院後3か月経過時点の退院率を64%以上 ② 平成29年度における入院後1年経過時点の退院率を91%以上 ③ 平成29年6月末時点における長期在院者数を平成24年6月末時点から18%以上減少 (国の平成29年度の目標値と同一)
-----	--

第3-3 地域生活支援拠点等の整備

国の基本指針では、市町村又は各都道府県が定める障害福祉圏域において、平成29年度末までに、障害者の地域での生活を支援する拠点等を少なくとも一つ整備することを基本としています。

これまで市では、知多市、阿久比町、東浦町とともに相談支援事業を実施する中で、地域の課題に対応してきました。今後は、2市2町と現在実施している相談支援事業を強化し、平成29年度までの実施をめざして、地域生活支援拠点の機能を担う体制を整備するよう検討していきます。

第3-4 福祉施設から一般就労への移行

国の基本指針では、平成29年度において福祉施設から一般就労に移行する人数については、平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上とすることを基本としています。また、この目標値を達成するために次の目標を目指すものとされております。

- (1) 就労移行支援事業の利用者数については、平成29年度末における利用者数が平成25年度末における利用者数の6割以上増加すること
- (2) 事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすること

第4期計画においては、平成24年度の一般就労への実績6人に対して2倍の12人の一般就労への移行を目標値として取り組みます。

なお、一般就労への移行支援の強化策として、障がい者支援ネットワーク会議の課題別部会である就労部会において、企業側に障害者に対する一層の理解を進めていただくための職場見学や職場実習のシステムづくり、ハローワークや知多地域障がい者就業・生活支援センター「ワーク」、商工会議所等とのネットワークの構築による効率的な就労支援を引き続き検討してまいります。

また、毎年度作成する「東海市障害者就労施設等からの物品等の調達方針」に従い、市内の障害者就労施設等の受注機会の拡大に全庁的に取り組みます。

項目	数値	考え方
平成24年度の年間一般就労移行者数	6人	平成24年度において福祉施設を退所し、一般就労した人の数
【目標値】平成29年度の年間一般就労移行者数	12人 (2.0倍)	平成29年度において福祉施設を退所し、一般就労する人の数

第3-5 就労移行支援事業の利用者数

福祉施設における就労支援を強化する観点から、平成29年度末における就労移行支援事業の利用者数が平成25年度末における利用者数の6割以上増加することを設定します。

項目	数値	考え方
平成25年度末の就労移行支援事業の利用者数	16人	平成25年度末において就労支援事業を利用する人の数
【目標値】平成29年度の就労移行支援事業の利用者数	26人 (1.63倍)	平成29年度末において就労移行支援事業を利用する人の数

※ 就労移行率3割以上の就労移行事業所の割合については、現在市内には就労移行支援事業所が1箇所であることから、目標値の設定は行わないものとします。

第3-6 障害福祉サービスの種類ごとにおける見込量

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスは、「居宅介護」、「重度訪問介護」、「同行援護」、「行動援護」、「重度障害者等包括支援」の5つのサービスを総称したもので、第4期計画では、サービスごとに利用実人員と月間利用時間で見込みます。

【基本的な考え方】

居宅介護は、平成25年度の平均利用人数が151人、延べ利用時間が2,174時間に対し、平成26年度12月までの平均利用人数は169人、平均利用時間は2,387時間でした。

重度訪問介護は、平成25年度の平均利用人数が1人、月平均利用時間は226時間でした。

同行援護は、平成25年度の平均利用人数が3人、平均利用時間が27時間に対し、平成26年度12月までの平均利用人数は3人、平均利用時間は30時間でした。

行動援護は、平成25年度の平均利用人数が2人、平均利用時間が20時間に対し、平成26年度12月までの平均利用人数は2人、平均利用時間は19時間でした。

これらの実績とサービス供給体制の充実を見込んで、各サービスを合わせた実人数及び利用時間は次のとおり見込みます。

(単位：人分/月、時間/月)

サービス名	25年度	27年度		28年度		29年度	
	利用時間	人数	利用時間	人数	利用時間	人数	利用時間
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	2,174	176	2,482	183	2,580	192	2,707

今後の取り組みについては、障害者が必要とするサービスを利用できるように、実施事業者との情報共有・新規参入を促進し、障害者の適切なケアマネジメントを行う相談支援事業の充実に努めます。

なお、各サービスの内容は、次のとおりです。

ア 居宅介護 居宅での入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービス。ホームヘルプサービスと呼ばれています。

イ 重度訪問介護 重度の障害があり、常に介護を必要とする人に、居宅での入浴、

排せつ、食事等の介護、外出時における移動の介護などを総合的に行うサービス。

ウ 同行援護 重度の視覚障害により移動が著しく困難な人に、外出時に同行して移動の支援を行うサービス。

エ 行動援護 知的障害や精神障害により行動が困難で介護が必要な人に、行動するとき必要な介助や外出時の移動支援等を行うサービス。

オ 重度障害者等包括支援 常時介護が必要で、その必要性が著しく高い人に、居宅介護その他障害福祉サービスを包括的に提供するサービス。

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスは、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、短期入所、療養介護について見込みます。

【基本的な考え方】

生活介護については、平成25年度3月利用の実人数が131人、延べ利用日数が2,401日で、平成26年度12月利用の実人数は128人、延べ利用日数は2,445日であることに、各年度ごとの特別支援学校高等部の卒業者の利用見込み等を考慮して、平成29年度における月あたり実人数を144人、延べ利用日数を2,880日と見込みます。

機能訓練については、平成25年度3月利用の実人数が1人、延べ利用日数が20日で、平成26年度12月の利用はありませんでした。平成29年度における月あたり実人数を1人、延べ日数を20日と見込みます。

生活訓練については、平成25年度3月利用の実人数が4人、延べ利用日数が37日、平成26年度12月利用の実人数は4人、延べ利用日数は30日でした。平成29年度における月あたり実人数を4人、延べ日数を40日と見込みます。

就労移行支援については、平成25年度3月利用の実人数が16人、延べ日数が283日で、平成26年度12月利用の実人数は24人、延べ日数は383日でした。平成29年度における月あたり実人数については、第3-5で記載のとおり、国の指針により、26人、延べ利用日数を416日と見込みます。

就労継続支援（A型）については、平成25年度3月利用の実人数が34人、延べ日数が686日、平成26年度12月利用の実人数は38人、延べ日数は785日でした。平成29年度における月あたり実人数を50人、延べ日数1,000日と見込みます。

就労継続支援（B型）については、平成25年度3月利用の実人数が166人、延べ

日数が2, 897日で、平成26年度12月利用の実人数は173人、延べ日数は3, 054日であることに、特別支援学校高等部の卒業者の利用見込み等を考慮して、平成29年度に月あたり実人数199人、延べ日数3, 582日の月間利用量を見込みます。

短期入所（福祉型）については、平成25年度3月利用の実人数は75人、延べ日数は221日であり、平成26年度12月利用の実人数は80人、延べ日数は209日であることに、利用増となることなどを考慮して、平成29年度に月あたり実人数を87人、延べ日数を261日と見込みます。

今後の取り組みについては、短期入所の利用は、家族と別に寝食することでの精神的自立の芽生えとしての効果も見られることから、障害者と家族が利用しやすい社会資源の確保に努めます。入所施設などの障害者支援施設や相談支援事業者と情報や課題を共有し、障害者の自立した地域生活に資するものとして、継続的なケアマネジメントの中で利用できる仕組みづくりに努めます。

（単位:人分/月、人日分/月）

サービス名	25年度		27年度		28年度		29年度	
	実人数	利用日数	実人数	利用日数	実人数	利用日数	実人数	利用日数
生活介護	131	2,401	134	2,680	139	2,780	144	2,880
自立訓練（機能訓練）	1	20	1	20	1	20	1	20
自立訓練（生活訓練）	4	37	4	40	4	40	4	40
就労移行支援	16	283	24	384	25	400	26	416
就労継続支援（A型）	34	686	42	840	46	920	50	1,000
就労継続支援（B型）	163	2,845	183	3,294	191	3,438	199	3,582
短期入所（福祉型）	76	223	83	248	85	254	87	261
短期入所（医療型）	1	30	2	18	2	18	2	18
療養介護	8	230	8	243	8	243	8	243

各サービスの内容は、次のとおりです。

ア 生活介護 常に介護を必要とする障害者に、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会の提供を行うサービス。

イ 自立訓練（機能訓練） 身体障害者又は難病患者に対し、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のための訓練を行うサービス。

ウ 自立訓練（生活訓練） 知的障害者又は精神障害者に対し、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、日常の生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービス。

エ 就労移行支援 一般企業等への就労を希望する障害者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービス。

オ 就労継続支援（A型） 一般企業等での就労が困難な障害者に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービス。事業所内において雇用契約に基づいて就労の機会を提供するものです。

カ 就労継続支援（B型） 一般企業等での就労が困難な障害者や、一定の年齢に達している障害者に一定の賃金水準のもとで、働く場や、生産活動の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上・維持を図るサービス。雇用契約は結びません。

キ 短期入所 自宅で介護する人が病気の場合などに、障害者、障害児を短期間、夜間も含め施設へ入所させ、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービス。

ク 療養介護 医療と常時介護を必要とする障害者に、病院で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話をを行うサービス。

(3) 居住系サービス

居住系サービスには、グループホーム（共同生活援助）と施設入所支援があります。グループホームは、主に知的障害者及び精神障害者に対して、主として夜間において共同生活を営む住居で相談や日常生活上の援助を行うサービスです。

【基本的な考え方】

平成23年度に市内の社会福祉法人がグループホームを1箇所開設し、また、平成27年4月には、市内の社会福祉法人が新たにグループホームを開設する予定であるなど、利用人員の増加が見込まれます。グループホームは、知的障害者の地域生活を進めるための、中核的なサービスであり、今後も市内での基盤整備が必要と考えています。

なお、精神障害者については、居住の場として利用できるグループホームが市内及び近隣にはありませんが、引き続き社会福祉法人へ働きかけを行っていきます。

施設入所支援については、利用見込量を削減する目標設定であり、第3-1 福祉施設入所者の地域生活への移行と合わせて、平成29年度利用者を41人と見込みます。

グループホームについては、平成29年度までに新たな基盤整備を見込み、平成2

9年度利用者を57人と見込みます。

(単位:人分/月)

サービス名	25年度	27年度	28年度	29年度
グループホーム	46	51	53	57
施設入所支援	43	42	41	41

今後の取り組みについては、障害者が安心して地域で生活する基盤であると同時に、市民が障害者と共に生きることを実現するにあたり、グループホームが大きな役割を果たすことから、障害者を支援する事業者や相談支援事業者等と障がい者支援ネットワーク会議で検討します。

また、安心してグループホームに移行できるようにするため、事前に体験できる機会や場の提供を検討します。

(4) 相談支援

「相談支援」は、法改正により、障害者の自立した生活を支え、障害者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、対象者が拡大され、すべての障害福祉サービス利用者にサービス等利用計画を作成することとなった「計画相談支援」や「地域移行支援」、「地域定着支援」があります。

計画相談支援の利用者数は、障害福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障害者又は障害児が対象となるように見込みます。

(単位:人分/月)

サービス名	25年度	27年度	28年度	29年度
計画相談支援	19	72	76	79
地域移行支援	0	0	0	1
地域定着支援	0	0	0	1

※ 「地域移行支援」及び「地域定着支援」は、市内に事業所がなく、また、近隣市町にも事業所が少ないことから、低調な利用が続くと見込みました。

各サービスの内容は、次のとおりです。

ア 計画相談支援 すべてのサービス利用者にその状況、置かれている環境等を勘察し、利用するサービス内容等を定めたサービス等利用計画の作成等を行う。

イ 地域移行支援 障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための

活動に関する相談、同行支援・入居支援等を行うサービス。

ウ 地域定着支援 居宅において単身者や家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障害者に対し、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に応じた緊急の事態等に相談や緊急訪問、緊急対応を行うサービス。

第3-7 障害児支援（児童福祉法に基づく支援）

(1) 障害児通所支援

【基本的な考え方】

児童発達支援は、平成25年度の月平均利用人数が49人、平均利用日数が678日で、平成26年度12月までの月平均利用人数は51人、平均利用日数は660日で、平成29年度における月あたり実人数を58人、平均利用日数を712日と見込みます。

放課後等デイサービスは、平成25年度の月平均利用人数が41人、平均利用日数が347日で、平成26年度12月までの月平均利用人数は63人、平均利用日数は605日で、平成29年度における月あたり実人数を83人、平均利用日数を854日と見込みます。

保育所等訪問支援は、平成26年度12月までの月平均利用人数は5人、平均利用日数は12日で、平成29年度における月あたり実人数を10人、平均利用日数を25日と見込みます。

医療型児童発達支援は、平成25年度の月平均利用人数が14人、平均利用日数が152日で、平成26年度12月までの月平均利用人数は19人、平均利用日数は149日で、平成29年度における月あたり実人数を16人、平均利用日数を160日と見込みます。

（単位:人分/月、人日分/月）

サービス名	25年度		27年度		28年度		29年度	
	実人数	利用日数	実人数	利用日数	実人数	利用日数	実人数	利用日数
児童発達支援	49	678	53	689	55	694	58	712
放課後等デイサービス	41	347	69	676	76	689	83	854
保育所等訪問支援	0	0	8	20	9	23	10	25
医療型児童発達支援	14	152	15	150	16	160	16	160

各サービスの内容は、次のとおりです。

ア 児童発達支援 未就学の障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適用訓練その他必要な支援を行うサービス。

イ 放課後等デイサービス 就学中の障害児に、授業の終了後又は休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行うサービス。

ウ 保育所等訪問支援 保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援

等を行うサービス。

エ 医療型児童発達支援 未就学の肢体不自由児に、児童発達支援及び治療を行うサービス。

(2) 障害児相談支援

障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する際に障害児支援利用計画を作成し、通所支援利用開始後は、一定期間ごとにモニタリングを行うサービスです。

（単位:人分/月）

サービス名	25年度	27年度	28年度	29年度
障害児相談支援	0	15	25	35

(3) 障害児入所支援

障害児入所施設又は指定医療機関に入所等をする障害のある子どもに対して、保護、日常生活の指導及び自立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行うサービスです。

※ 愛知県による事業のため、実績及び見込みは記載していません。

第3-8 地域生活支援事業に関する事項

地域生活支援事業は、地域や利用者の実情に応じて、都道府県及び市町村が行う事業で障害福祉サービス等と組み合わせて障害者等を支援するために、平成18年10月から実施しています。また、法改正により事業の種類が拡充されてきました。

地域生活支援事業には、「理解促進・研修啓発事業」、「自発的活動支援事業」、「相談支援事業」、「成年後見制度利用支援事業」、「手話奉仕員養成研修事業」及び「移動支援事業」等の必須事業と「日中一時支援事業」、「声の広報発行」、「更生訓練費給付」等の任意事業に分けられます。

地域生活支援事業の主なものは、次のとおりです。

I 必須事業

(1) 理解促進・研修啓発事業

障害者等が住み慣れた地域で暮らせるために、地域住民に対して、その理解を深めるための研修・啓発活動等を行う事業です。

市では、市内の障害者施設の利用者が育てた花苗等を東海秋まつりや東海フラワショーの来場者に配布するなど、障害者理解の向上に努めています。

また、知多市、阿久比町及び東浦町と共同で社会福祉法人に委託して、障がい者支援ネットワークフォーラムを毎年開催しています。

(2) 自発的活動支援事業

障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みに対する支援事業で、障害者福祉団体等が自発的に行う普及啓発や社会活動支援等を支援します。

(3) 相談支援事業

障害者、障害児の保護者、障害者等の介護を行う方等からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、権利擁護のために必要な援助を行う事業です。

ア 障害者相談支援事業・基幹相談支援センター

知多市、阿久比町及び東浦町と共同で社会福祉法人に委託し、障害者相談支援事業を実施するとともに、地域における相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センターを設置し、障害者等に寄り添う継続性・専門性のある支援を一体的に行います。

また、後述する障害者等の居場所・生活力を引き出す事業である「地域活動

支援センター」事業を併せて行い、障害者等の支援を相乗効果のあるものとして行います。

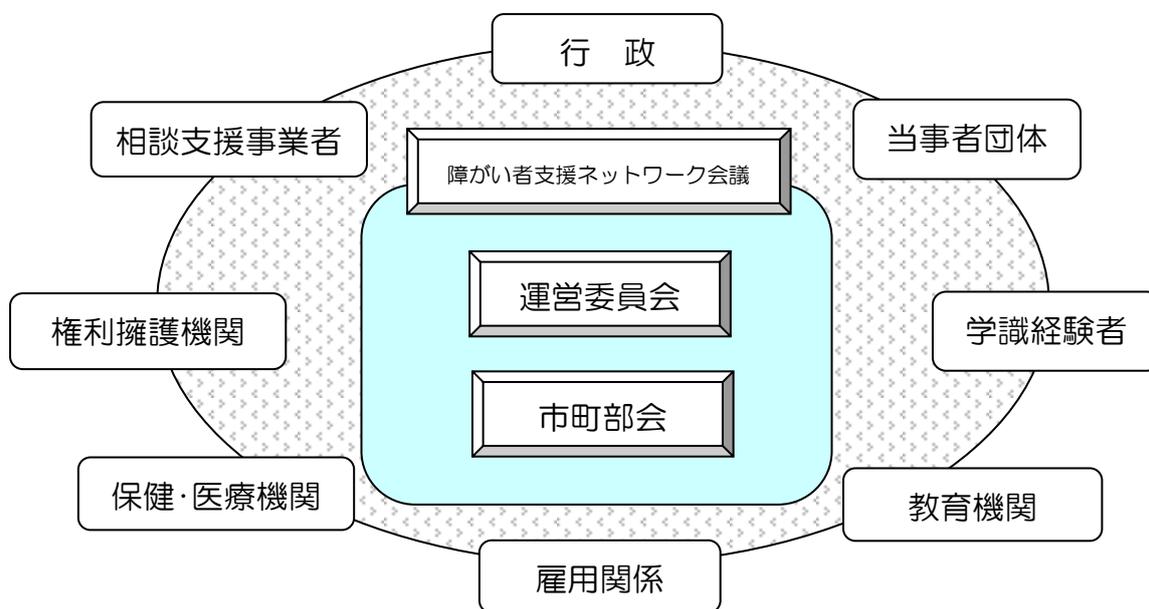
さらに、基幹相談支援センターは、障がい者支援ネットワーク会議（法に規定されている「協議会」）の運営を行っています。障がい者支援ネットワーク会議は、障害者等の生活を支えるため、障害者自立支援システムの構築に関し、中核的な役割を果たし、障害福祉サービスの供給体制の確保及び関係機関によるネットワークの構築等に向けた協議の場として設置しています。

障がい者支援ネットワーク会議では

- 相談支援事業の運営
- 障害者の自立支援の推進
- 困難事例への対応のあり方
- 地域の関係機関によるネットワークの構築
- 障害福祉に関する計画の目標の具現化に向けた協議などを行います。

平成 25 年度から障がい者支援ネットワーク会議には、各市町部会が設置され、市町ごとの地域課題の検討を行うとともに、権利擁護や相談体制など関係市町共通の課題に対して、横断的な部会を設置し、連携・情報共有の場となっています。

また、関係市町の職員及び相談支援事業受託者の職員で構成する運営委員会では、協議会の庶務及び市町部会の設置等協議会の運営について協議を行います。



イ 住宅入居等支援事業

賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者等に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じた障害者等の地域生活の支援を検討します。

(4) 成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業

障害者等の権利擁護を図るため、本市では平成20年度から知多5市5町共同で、成年後見に関する相談窓口を開設し、NPO法人知多地域成年後見センターに事業を委託して成年後見制度の利用促進のための活動を展開しています。具体的な活動内容として、制度に関する相談・手続き、法人後見業務のほか、地域住民に制度の理解を深めてもらうための研修会などを行っています。

また、障害福祉サービスを利用し、又は、利用しようとする身寄りのない知的障害者又は精神障害者を対象に、必要に応じて、申立手続きや制度の継続的利用に係る経費を助成します。

後見等受任件数の増加に伴い、相談員の事務量が増加しています。そのため、相談員の増員などを知多5市5町で協議するとともに、成年後見制度の支援者の養成などを図り、相談員を支える支援員の確保に向けた取り組みを行っています。

(5) 意思疎通支援事業

ア 手話通訳者派遣事業

聴覚、言語障害、音声機能障害の方のための手話通訳者派遣事業を行います。聴覚障害者支援団体である知多地区聴覚障害者支援センターに派遣・コーディネートを委託して行います。

イ 手話通訳者設置事業

市社会福祉課に手話通訳者を設置し、月曜日、水曜日、金曜日の午前10時から12時までの2時間、聴覚障害者の相談や手続きの支援を行います。

ウ 要約筆記派遣事業

ボランティア団体等を活用して事業を実施します。

(6) 日常生活用具給付事業

障害者等の日常生活上の便宜を図るため、介護・訓練用具、在宅療養等支援用具、排泄管理支援用具等6種の用具を給付します。

(7) 移動支援事業

障害者等で、外出時に移動の支援が必要と認められた方について、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。

(8) 地域活動支援センター事業

障害者等やその家族を対象にコミュニケーション能力や生活力を引き出すサービスを提供することで社会復帰を支援します。フリースペース事業による居場所づくり、生活場面面接による障害者の課題の汲み取り、プログラム提供による生活力引き出し支援、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業等を行います。東海市、知多市、阿久比町及び東浦町の2市2町の協定事業で、社会福祉法人に委託し、継続性・専門性のある障害者に寄り添う支援をします。

II 任意事業

(1) 日常生活支援事業

ア 日中一時支援

障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として実施するもので、日中一時支援A型（障害者）と日中一時支援B型（障害児）を行います。

イ 地域デイサービス事業

障害者の日中活動の場として、創作的活動及び自立した日常生活又は社会生活が営めるよう、機能訓練、生活訓練の機会を提供し、障害者の生活支援を行います。

ウ 巡回支援専門員整備

発達障害等に関する知識を有する専門員が、保育所等子ども、親が集まる施設の巡回等支援を実施し、施設等の支援を担当する職員や障害児の保護者に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援を行います。

その他に「入浴サービス事業」を実施します。

(2) 社会参加支援事業

ア 心身障害者（児）スポーツ大会

市と障害者（児）福祉団体、社会福祉法人及び社会福祉協議会と共催で、スポーツ大会を開催します。

イ 障害児水泳教室

発達障害を持つ小学生を対象とした水泳教室（めだか教室）を開催します。

ウ 声の広報

社会福祉協議会に委託し、視覚障害者の方向けに広報の内容を CD に録音した声の広報を発行します。

その他に「身体障害者用自動車改造費補助事業」及び「身体障害者自動車運転免許取得費補助事業」を行います。

(3) 権利擁護支援事業

障害者虐待に対する取り組みとして、平成23年6月に成立した「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）」を踏まえ、市社会福祉課に通報の専用回線を備えた障害者虐待防止センターを設置するとともに、保健、医療、福祉等の関係機関が障害のある人に対する虐待の未然防止及び早期発見や虐待が発生した場合の迅速かつ適切に対応できるよう東海市障害者虐待防止連絡協議会を設置しています。また、住民等から虐待に関する通報があった場合に、虐待対応協力者と連携、協議の上、速やかに障害者の安全の確認や虐待の事実確認を行います。

(4) 就業・就労支援事業

ア 更生訓練費の給付

就労移行支援及び自立訓練を利用している身体障害者の方に支給し、社会復帰の促進を図ることを目的として行います。

イ 知的障害者職親委託

事業経営者等を職親とし、生活指導及び技術訓練等を行い、知的障害者の方の自立更生を図ることを目的として行います。

なお、各事業の見込量は別記のとおりです。

別記

地域生活支援事業のサービス見込み量

I 必須事業

(見込者数/月)

事業名	平成25年度実績		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	実施箇所数	実利用者数	実施見込箇所数	実利用見込者数	実施見込箇所数	実利用見込者数	実施見込箇所数	実利用見込者数
理解促進研修・啓発事業	—		実施		実施		実施	
自発的支援事業	—		実施		実施		実施	
相談支援事業								
障害者相談支援事業	2(1)	/	2(1)	/	2(1)	/	2(1)	/
基幹相談支援センター	実施		実施		実施		実施	
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施		実施		実施		実施	
住宅入居等支援事業	未実施		未実施		未実施		実施	
成年後見制度利用支援事業	/	36	/	37	/	38	/	39
成年後見制度法人後見支援	実施		実施		実施		実施	
意思疎通支援事業 ※「実施見込み箇所数」欄に「手話通訳者設置事業」の実設置見込み者数を、「実利用見込み者数」欄に「手話通訳者・要約筆記者派遣事業」の実利用見込み件数を記載	1	9	1	10	1	10	1	10
日常生活用具給付等事業（年間給付等見込み件数）								
介護・訓練支援用具	14		15		15		15	
自立生活支援用具	13		14		14		14	
在宅療養等支援用具	31		32		32		32	
情報・意思疎通支援用具	18		19		19		19	
排泄管理支援用具	1,736		1,800		1,850		1,880	
住宅改修費	6		6		6		6	
手話奉仕員養成研修事業 ※実養成講習修了見込み者数を記載	/	9	/	20	/	20	/	20
移動支援事業 (下段延べ見込時間数)	28(5)	120 1,344	31(6)	154 1,833	31(6)	160 1,904	32(6)	136 1,975
地域活動支援センター	2(1)	59	2(1)	60	2(1)	60	2(1)	60

(注) 表中の()内の数字は市内の実施見込箇所数(うち数)

Ⅱ 任意事業

(見込者数/月)

事業名	平成25年度実績		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	実施箇所数	実利用者数	実施見込箇所数	実利用見込者数	実施見込箇所数	実利用見込者数	実施見込箇所数	実利用見込者数
日常生活支援								
日中一時支援								
日中一時支援A型事業(障害者)	7(1)	7	7(1)	12	8(2)	15	8(2)	18
日中一時支援B型事業(障害児)	14(4)	57	14(4)	54	14(4)	50	14(4)	46
地域デイサービス事業	14(1)	15	14(1)	15	14(1)	15	14(1)	15
巡回支援専門員整備	実施		実施		実施		実施	
入浴サービス	3	5	3	5	3	5	3	5
社会参加支援								
心身障害者(児)スポーツ大会	実施		実施		実施		実施	
障害児水泳教室	実施		実施		実施		実施	
声の広報	実施		実施		実施		実施	
自動車改造費補助	実施		実施		実施		実施	
自動車運転免許取得費補助	実施		実施		実施		実施	
権利擁護支援								
障害者虐待への取組み	実施		実施		実施		実施	
就業・就労支援								
更生訓練費給付	実施		実施		実施		実施	
知的障害者職親委託	実施		実施		実施		実施	

※ 各事業の見込量確保にあたっては、障がい者支援ネットワーク会議を運営していく中で、事業者等と協議をしてサービス提供体制を整えるとともに事業の周知や情報提供に努めます。

「第4期東海市障害福祉計画」

東海市市民福祉部社会福祉課

〒476-8601 東海市中央町一丁目1番地

電話番号 052-603-2211 又は0562-33-1111

fax 番号 052-603-4000

Eメール fukushi@city.tokai.lg.jp